

占冠村住民投票条例（案）への意見回答について

日頃より村政推進につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

平成28年12月30日より意見募集をしておりました「占冠村住民投票条例（案）」について、ご意見をいただきましたので、下記のとおり回答いたします。

募集期間	平成28年12月30日～平成29年1月23日（25日間）	
意見受付数	1件（3項目）【持参0件、郵送0件、ファックス1件、インターネット0件】	
	意見の要旨	村の考え方
1 ①	<p>第6条（請求代表者証明書の交付等）、第7条（署名等の収集）、第8条（署名簿の提出等）に請求代表者の記述がありません。</p> <p>なぜ、代表者を明確にする必要があるのか。また、その理由の記載は必要ないか。</p> <p>代表者を定めることが、住民投票の門を狭めるのではないか。</p>	<p>第2条で、住民投票の対象事項は、住民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項と規定しています。請求内容の趣旨、署名いただいた方の意見の統一など、その内容を正確に確認させていただくため請求代表者を明確にする必要があります。また、署名いただいた方全員とやり取りすることは現実的ではなく、窓口の統一と予算が必要になりますので、代表者の選任は必要であると考えています。</p>
1 ②	<p>村（村長）も自らの発議で住民投票を実施できる条文は必要ないか。また、議会が村（村長）に住民投票を実施できる条文は必要ないか。</p>	<p>村（村長）が自ら住民投票の発議を実施することは予定していません。むらびと条例第13条1項の規定は、住民投票の請求があった場合に村長が住民投票を行うことができるとの規定になります。また、議会は、地方自治法において既に議案の提出権限を有しており条例に明記する必要はないと考えています。</p>
1 ③	<p>住民投票の成立要件が規定されていないのはなぜか。</p>	<p>第11条（住民投票の実施の請求）により、署名数が署名簿の1/5に達している場合、住民請求を実施することができます。</p> <p>投票率の如何を問わず、できるだけ住民投票の結果を尊重するため開票を実施するとの考え方によるものです。</p>

<お問い合わせ先>

占冠村企画商工課 企画担当 電話：0167-56-2124